

次ページからの、施設の所在地と情報は、令和7年(2025年)3月現在のものです。
また、各事業所の活動内容については変更されている可能性があります。
なお、各市すべての施設を網羅しているわけではありません。

【第1部】

○身体障がいのある方・知的障がいのある方の利用が多い生活介護事業所

※表内の「時間」は、各施設の営業時間を掲載しています。

サービス提供時間及び送迎開始時間は、利用者数や送迎ルートなどにより
変動することがありますので、進路担当までお問い合わせください。

卒業後5年以内の卒業生が通っている就労継続支援B型事業所も掲載しています。

【第2部】

○主に知的障がいのある方の利用が多い生活介護事業所

○就労移行支援事業所、就労継続支援事業所

施設の形態

障害者総合支援法の制度のもとでの福祉サービス

- ・ 就労移行支援 : 就労を希望する人に対して、就労に必要な知識や能力向上のための訓練や実習を行います。年限があり2年間です。
- ・ 就労継続支援A型・B型 : 働く場を提供するとともに、知識や能力向上のための訓練を行います。*A型では事業所と雇用契約を結びます。
- ・ 生活介護 : 生活面での介護や手助けを受けながら、簡単な作業や様々な活動を行い、日常生活に必要な力をつけていきます。